

27環総政第1142号
平成28年3月28日

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会

アーチェリー会場（夢の島公園）

実施段階環境影響評価書案審査意見書

「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会アーチェリー会場（夢の島公園）実施段階環境影響評価書案」（以下「評価書案」という。）について審査した結果、「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号 局長決定）に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都環境局長
遠藤 雅彦

記

第1 対象事業等

1 実施者の名称及び所在地

名称：東京都

代表者：知事 舛添 要一

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2 対象事業の名称

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
アーチェリー会場（夢の島公園）

3 対象事業の所在地

東京都江東区夢の島二丁目

第2 意見

評価書案は、おおむね「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」に従って作成されたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意し、その記載内容が充実するとともに一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【生態系(生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑)】

(生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通)

計画地内の樹木を公園内で外来種の生育箇所に移植する計画としており、外来種対策に寄与し、適切な生態系の保持につながるとしている。このことから、移植は適切な時期に行い、良好な生育を維持するよう管理に努め、フォローアップ調査で確認すること。

【アメニティ・文化(自然との触れ合い活動の場)】

(自然との触れ合い活動の場)

- ① 円形広場及び臨海散策コースの一部がフィールドに改変され、工事中は利用できなくなるなど、自然との触れ合い活動の場に影響が生じるとしている。このことから、事業の実施前より案内看板等で周知するなど、来園者への影響を最小限に抑えること。また、臨海散策コースの工事中の代替路及び改変後のルートについて、具体的に記述すること。
- ② 公園内における工事用車両の走行に当たっては、一般来園者の通行ルートと重なる箇所があることから、歩行者及び一般車両の通行の優先を徹底するとともに、交通整理員を適切に配置するなど、必要な環境保全措置を講じること。

[交通（公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）共通]

【資源・廃棄物(廃棄物、エコマテリアル)】

(廃棄物)

伐採樹木について、更なる利用用途の拡大に向けた検討を行うこと。

(エコマテリアル)

盛土材等へのエコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。

【交通(公共交通へのアクセシビリティ、交通安全)】

(公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通)

- ① 周辺地域における工事用車両の走行に当たっては、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等を行うことがないように、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、より一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。

- ② 公園内における工事用車両の走行に当たっては、一般来園者の通行ルートと重なる箇所があることから、歩行者及び一般車両の通行の優先を徹底するとともに、交通整理員を適切に配置するなど、必要な環境保全措置を講じること。

[アメニティ・文化(自然との触れ合い活動の場) 共通]